

3 建築設計監理者の責任

小久保 孝 雄

建築設計及び工事監理を業務とする建築士は、いわゆる専門家としてどのような責任を負わされているのか。

- 一 建築士の専門性
- 二 裁判例
- 三 裁判例の検討
- 四 補 論

一 建築士の専門性

1 建築士の意義

建築士法上の建築士には、一級建築士、二級建築士及び木造建築士の種別があり（建築士法二条一項）、それぞれ建築士法所定の試験に合格して所定の免許を受けたものをいうこととされている（同法第二章、第三章参照）。我が国では、一定規模以上の建築物の工事は、その規模に応じて建築士法三条、三条の二及び三条の三に所定の建築士の設計によらなければならないことができず、建築主は、当該工事をする場合にはそれぞれ前記法条に所定の建築士である工事監理者を定めなければならないこととされている（建築基準法五条の二参照、なお遠藤浩はか編・注解不動産法第二巻「建築・請負」五五七頁以下（横田正文参照）。我が国では、設計・監理を行うものと施工を行うものが同一であることが多く、あるいは多くの建築士は建設会社に雇用されて業務を行っていることから、設計・監理業務の独立性がないとの指摘がされている（建築士及びその業務の実情については、①高橋寿一「建築士の責任」川井健編・専門家の責任四〇二頁（右高橋寿一

論文を文献①という）、②高橋弘「建築家（設計監理技師）の法的地位」法時四三巻二号五五五頁（右高橋弘論文を文献②という）、③森島昭夫「建築家の専門家責任」別冊NB二二八号（専門家の民事責任）八七頁（右森島論文を文献③という）、花立文字「建築設計・監理契約に関する一考察（二）」法学志林八六巻三・四合併号九三頁（右花立論文を文献④という）の各論文参照）。そこで、建築士のうち他人の求めに応じ報酬を得て建築物の設計・監理等の業務のみを行う独立の自由職業人たるアーキテクトを「建築家」とよんで区別するが（文献②五五頁）、法律上建築士と建築家を区別し得る明確なメルクマールはないので（文献④八八頁参照）、ここではすべての建築士を前提として検討する。なお、他人の求めに応じて報酬を得て設計、工事監理等を行うことを業とする建築士は、建築士事務所を定めてその登録を受けなければならないこととされている（建築士法三条、その詳細は、遠藤浩はか編・注解不動産法第二巻「建築・請負」五六〇頁以下（横田正文）参照）。

2 建築士の業務

建築士の業務は、主として設計及び工事監理である（建築士法二条二項ないし四項、一八条参照、なお、その他の業務として、建築士法二条に定める建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定、建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務がある）。そこで、建築士がその業務に関して契約を締結する場合は、①設計のみ、②監理のみ、③設計及び監理のいずれかを内容とすることになる（文献④四〇二頁）。

設計とは「その者の責任において設計図書を作成すること」（設計図書とは建築物の建築工事実施のために必要な図面及び仕様書をいう）である（建築士法二条五項、なお、設計一般については、対馬英輔「建築の設計・確認」中川善之助はか監修・不動産法大系第五巻「建築・鑑定・管理」〔改訂版〕二二六頁以下、遠藤浩はか編・注解不動産法第二巻「建築・請負」五三七頁以下（池内真一）参照）。また、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること」である（同法二条六項、なお、工事監理一般については、対馬英輔「建築の監理」中川善之助はか監修・不動産法大系第五巻「建築・鑑定・管理」〔改訂版〕一三九頁以下、遠藤浩はか編・注解不動産法第二巻「建築・請

負(五四三頁以下(池内真一)参照)。設計には設計者の設計思想が反映されることが多く、高度の能力と技能が要求される分野といえよう(西島雅治「プロフェSSIONAL・ライアビリテイ・インシユランスの基本問題」有泉亭監修・現代損害賠償法講座8損害と保険一六三頁には「設計業務の核心は、建築家の心の燃焼であり、精神集中の結晶として設計図が完成する。設計イメージの受胎から、完成した設計図書の分娩にいたるプロセスにおいてなんびとの介入をも許さず、すべては排他的に建築家の精神の密室においてなすとげられる。したがって、設計内容について自証委任が要求される以上、建設設計に関して建築主と建築家の間には特別の信頼関係が存在しなければならない。」と述べる)。また、工事監理が高度の専門的・技術的要素をもつこともいうまでもないことである。専門職に対する責任追及の傾向は医療過誤訴訟の分野において顕著であるが、建築士の業務も高度の専門的判断行為が含まれる点において医師、弁護士、公認会計士などと異なるところはなく、これらの者と同様にその職務上のミスから生じた結果については専門家としての責任を負う傾向は不可避である(文献④五六頁参照、専門家の意義ないし専門家の民事責任一般については、さしあたり、私法五七号所収の各報告、川井健編・専門家の責任に所収の各論文、鎌田薫「専門家責任の基本構造」山田卓生ら編・新・現代損害賠償法講座第三巻製造物責任・専門家責任二九五頁以下を参照されたい)。

なお、我が国では建築士が工事施工まで手がけることが多いが、本稿では、設計と工事監理の過誤に絞って、裁判例を概観する。

二 裁判例

建築士業務(設計・工事監理)の過誤責任が問題とされた裁判例はそれほど多くない(その理由について文献①四〇三頁、文献④九四頁、日向野弘毅「建築家の民事責任—設計監理契約の法的性質を中心として—」判タ七四八号二二頁(右日向野論文を文献⑤という)参照)。これを建築士の責任を肯定したものと否定したものとに分けて整理すると次のとおりである。

1 建築士の責任を肯定したもの

- ① 東京地判平成3年12月25日(判時一四三四号九〇頁) 土間コンクリートの布基礎とその上に乗っている木材と

の間に水切り処理がなされていない等の瑕疵のある新築マンションについて、「前記工事瑕疵は建物建築上の初歩的部分であり、一階床組の構造については明らかな設計ミスがあり、雨仕舞・断熱・防水工事については施工・監理のミスがあった」として、本件契約の監理技師の不法行為責任を肯定した事例である。

② 大阪高判平成元年2月17日(判タ七〇五号一八五頁) ③(原審)大阪地判昭和62年2月18日判タ六四六号一六五頁、なお、判時一三三三号六八頁に②③が一括して掲載されている) ②③は、鉄骨造四階建築物が基礎構造の欠陥(鉄骨軸組架構体の歪み、鉄骨構造体の部材溶接の不良、誤った地耐力計算に基づく基礎構造の不良)に基づく不等沈下により傾斜した瑕疵につき、右建物の建築確認申請手続及び設計図書の作成を(建築工事請負会社から)委託された建築士事務所(株式会社)とその管理建築士(一級建築士)に対し、設計上の過失による不法行為責任(民法四四一条一項・七〇九条)を肯定した事例である。

③の判決は「一級建築士として、設計図書を作成するに当たってはこれを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合させなければならない(建築士法二条五項、一八条二項)ところ、右各建物の基礎構造を設計するに際し敷地の地盤調査を怠り誤った地耐力を設定して、前記認定のとおり基礎構造の不等沈下を生じさせたのである。」として、建築士らの過失を肯定した。②の判決もこれを支持し、さらに、大阪市建築指導課担当官の指導に従ったので過失はないとの建築士らの主張に対し、「敷地の実際の地耐力は現実に地盤調査をしてみなければ正確に把握することができず、大阪市の担当者といえども、市内の土地の隅々まで正確にその地耐力を認識しているものでない以上、その指導があったとしても、地盤調査に基づいて地耐力を正確に把握することなく、推定値を前提として基礎構造を設計して施工すれば、推定値の誤りのため、基礎の不等沈下等の事態が生ずることがあり得ることは、予見するに難くないことであるから、右のような事情があったからといって、被告らが前記過失責任を免れるものではない。」としている(なお、本件は、建築士事務所とその管理建築士は建築工事請負会社から工事監理を引き受けたものではないと認定され

た事例でもある)。

④ 大阪地判昭和59年12月26日(判タ五四八号一八二頁) 木造建物の設計監理及び施工が被告会社の従業員である一級建築士に任されており、右建物の瑕疵は重大かつ基礎的なものであるから、右建築士は「その専門的知識と経験に基づいて適切な指導監督をなすべき義務を有するにもかかわらず、この義務に違背したものとわざるをえず、その点において過失がある。」として、被告会社の使用者責任を肯定した。

⑤ 大阪地判昭和57年5月27日(判タ四七七号一五四頁) 通常の耐力を有する建物の建築の設計及び施工の請負工事につき、日本軽量鉄骨建築協会の軽量鉄骨建築指導基準及び日本建築学会作成の薄板鋼構造設計施工基準に達しない板厚の鉄骨を使用した等の点において、建物の安全性に欠け、瑕疵があるとし、右瑕疵は建築士が設計、施工及び監理上の注意義務を怠った結果惹起されたものとして、不完全履行の責任を肯定した。

⑥ 大阪地判昭和53年11月2日(判時九三四号八一頁、判タ三八七号八六頁、評釈として、野口惠三・判例に学ぶ請負契約一四六頁) 不同沈下してねじれるように変形した木造建物について、建築主との間で設計監理契約を締結した建築士事務所(株式会社)とその担当建築士(二級建築士)に対し、債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償を請求した事例である。本件敷地は、地山を切り取った硬質地盤と地山に盛土した軟弱地盤からなる造成直後の土地であったところ、「一級建築士として設計にあたり、現地を十分に調査し、敷地上に安全な建築物が建築されるように基礎構造を十分検討して設計すべき注意義務がある」のに本件では敷地調査を十分に尽くさなかった点に過失がある。また、「一級建築士として監理にあたり、設計図と通りに工事が施工され、いやくも手抜き工事が行われないように工事施工者」を指導監督すべき注意義務があったにもかかわらず、右義務を怠った監理上の過失があるとした。

⑦ 東京地判昭和51年3月18日(判時八三八号六六頁) 民宿の浴室内におけるプロパンガスの不完全燃焼による一酸化炭素中毒による死亡事故の事案において、浴室の建築を請負った建築請負業者の設計施工上の過失による中毒

死であるとして、建築請負業者に不法行為責任を肯定した事例(なお、設計した者が建築士の資格を有するかどうかは判文からは不明)である。

⑧ 名古屋地判昭和48年10月23日(判タ三〇二号一七九頁) 一級建築士が管理代表者である会社に委託して建築された建物が設計図と通りに施工されなかったために隣地に越境する部分を生じ、隣地の所有者に損害賠償の支払を余儀なくされた建築主が、右会社とその代表者に対して損害賠償を求めた事案で「建築士が工事監理をも委託された場合においては、設計どおり工事が進行していないと認めるときの工事施工者に対し注意を与える義務、工事施工者が従わないとき建築主にこれを報告する義務は、建築士法一八条によつて建築士に課せられた業務責任といへば、建築士の右義務違背の結果建築主が損害を」こうむった場合には建築主は工事監理契約をなした当事者に対し、右契約責任を問ひ得るほか、建築士個人に対しても、その責任を追及し得るとした。

2 建築士の責任を否定したもの

⑨ 福岡高判昭和61年10月1日(判タ六三八号一八三頁) 建築主から建物建築の設計及び工事監理を依頼された一級建築士が工事請負人の施工ミスを看過して建築主への報告義務を怠り引渡しを容認したために建物雨漏りの原因が生じたとして、建築主が建築士に対して債務不履行を理由とする損害賠償を請求した事案である。裁判所は「一般に、建築工事の設計監理契約に基づき建築士が負担する債務は、法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するような設計を行う(建築士法一八条二項)とともに、当事者間で特段の取り決めがなされていない限り、工事を設計図書と照合し、それが設計図書と通りに実施されているかどうかを確認し(同法二条六項)、工事が設計図書と通りに実施されていないと認めるときは、直ちに工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する(同法一八条三項)ことを内容とするものと解すべきである。」とし、かつ若干の報告義務違反を認定したが、本件では建築主の態度等諸般の事情から、信義則上右程度の報告義務違反では債務不履行があつ

たとはいえないとされた。

⑩ 東京地判昭和50年2月20日(判時七九四号八九頁) 本件土地の「現況調査及び整地計画」やその地上に建築する建物の設計監理等を委任された建築設計事務所(株式会社)の報酬請求訴訟において、隣地との境界紛争で面積が減少したことが右事務所の境界についての調査確定義務違反によるものか否かが争われた事案で、設計監理の受任者は「敷地の境界・範囲において格別争いのない通常の場合においては、設計監理の受任者は、その事務の内容からみて、常に進んで被告主張の点まで厳格に調査確定させて設計する義務があるとはいえず、委任者の指示・提出する図面等にもとづき現実に敷地に当たるなどしてその範囲を実測確定し、高低差を含め敷地の現状を調査すれば足りると解されるが……できるだけ正確な設計を行うため、専門家として、その必要とする限度で、相応の注意をもって調査を行う必要がある、境界の不明など敷地の範囲が確定できない等の事情があるときは、委任者の協力を求めるなどして、法的な解決はともかく、できるだけその範囲を確定のうえ、可及的に正確な調査を基に設計を行い、紛争の態様によってはこれを考慮して委任者に不利益を及ぼさないよう配慮し、委任の趣旨に添うように努める義務がある」としたが、本件では一応その義務は尽くされているとした。

三 裁判例の検討

1 建築士の依頼者(注文者)に対する責任

(1) 建築士と顧客との法律関係

設計・監理業務に関する依頼者(顧客)と建築士間の契約の法的性質について、学説上は大別すると、請負契約とみる見解(文献④四〇七頁、文献⑤二六頁)と準委任とみる見解(文献⑨九三頁)が対立している(その詳細は、文献④一〇九頁、文献⑤三三頁参照)。請負契約説は、契約の内容が設計図書を作成あるいは工事監理という一定の仕事の完成を目的とし、建築家は仕事の完成によってあらかじめ定められた報酬を受けるのであるから請負たとする。これに対し、

準委任契約説は建築家は注文主の意図を実現するために自己の価値観や思想に基づいて建築物の設計を行うのであり、どのような設計をするかは建築家に委ねられているから、契約時にいかなる状態が仕事の完成となるのかが決まっているわけではなく、建築家は依頼があったときから設計図書の完成や工事監理に至るまで、継続的な業務の遂行を依頼されているとして、建築家と注文主との間の契約を仕事の完成を目的とした請負ではなく、設計や工事監理等の業務を目的とした準委任だとする(文献⑨九三頁参照)。

民法上はその法的性質いかんにより、責任の構成が瑕疵担保責任(請負・民法六三四条)又は不完全履行責任(準委任・四一五条以下)のいずれかとなり、①解除権行使の要件(請負・民法六三五条本文、準委任・民法六五六条・六五一一条)、②責任の性質(請負・無過失責任、準委任・過失責任、民法六五六条・六四四条)、③注文者の請求権の時効期間(請負・民法六三七条、準委任・民法一六七条)等の諸点に差異がでるとの指摘がされている(文献②五七頁、文献④一〇頁参照。なお、文献③九四頁は解釈次第で請負と委任の区別は説明の方法以上に差はないとする)。

判例上は、設計・監理業務に関する依頼者(顧客)と建築士間の契約の法的性質が正面から問題となった事例はないようである。判例①ないし⑤は請負契約であることを当然の前提とする。判例⑥及び同⑩は準委任契約とする趣旨と思われる。判例⑧及び同⑨も建築士の責任を契約責任と把握しているが、その法的性質は明らかでない。

(2) 建築士に課せられた義務内容

イ 専門的職業人の専門的職業人たるゆえんは、その専門的な知識、技術、経験を駆使して業務遂行に必要な情報を収集・分析し、それに基づいて的確な業務遂行をなすところにある。依頼者が専門的職業人に業務を委託するのは、その専門的知識・技術・経験に信頼を寄せるからにはかならない。したがって、専門的職業人は、その信頼に応えるべく、委託された業務を単に依頼者の指示にしたがって処理するのではなく、委託の趣旨に沿って、依頼者にとって最善の利益を図るべき高度の注意義務を依頼者に対して負う。そして、専門的職業人が依頼者に対し負担する高

度の注意義務は、抽象的には「業務の委託を受けるに至った事情、委託された業務の内容・態様または程度、依頼者の当該業務に関する知識の程度等によって、右注意義務の内容ないし程度」が決定される（以上について、新美育文「民法判例レビュー 民事責任 専門的職業人の責任」判タ四八四号三四頁・三五頁参照）。

□ ① 建築士が顧客との間で契約上いかなる義務を負担するかは、原則として当該契約の定めるところによる。判例②③は工事監理に関しては契約が存在しないとした事例である。

② 建築士法一八条に照らすと、建築士が設計を行う場合「法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない」（同条二項、なお、ここでいう法令又は条例とは、建築士の設計にかかる建築物の敷地、構造、及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例のすべてを指すと解される（憲藤浩ほか編「注解不動産法第二巻「建築・請負」五五二頁（横田正文）」義務を負う（判例②③参照）。また、建築士が工事監理を行う場合「工事が設計図書どおりに実施されていないと認められるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない」（同条三項）義務を負うというべきである（判例④⑤参照）。もとより、右建築士法一八条自体は建築士の業務執行に関する規定であるが、同条は単に建築士が業務執行に関してその心構えを示す倫理規定や行政上の義務内容を定めたものに過ぎないのではなく、私法上の建築士の法的義務内容をも明らかにしたものと解すべきである（判例④⑤参照）。

③ 建築士が、専門家として要求される高度の技術水準を前提とした注意義務を尽くすべきは当然のことである。判例⑥は日本軽量鉄骨建築協会作成の軽量鉄骨建築指導基準及び日本建築学会作成の薄板鋼構造設計施工基準をもって建築物の安全性を確保する見地から遵守されるべき基準とした事例であり、一方、判例⑦は設計する際に隣地との争いが予測できない場合には、精密な境界確定の義務まではないとした事例である。なお、建築士は設計に際しては、単に法令上の事項を遵守するだけでは足りず、経験則上あるいはその時々々の技術水準に照らして必要とされる注

意を払わなければならないと解され（文献①四一四頁、判例⑦各参照）、したがって、また、単に行政の担当官の指導に従ったというだけでは免責されない（判例②③参照）ことに留意すべきである。

④ 建築士は、建築主の希望に添い技術的に合目的な建築をするため建築主に助言忠告する義務を負う。すなわち、土地の測量、地質検査（地盤、地下水、表層水の状況を含む）、その他専門的知識を要する技術的調査、試験等がなされていない場合にはそれを専門家に委託するように建築主に勧告する義務があり、この勧告を怠り、建築士の設計上の瑕疵が工作物に引き継がれたときは、建築士が設計に関する過誤の責任を負担する場合が生じる（文献②五九頁参照）。また、建築主の指示が適切でない場合には、右注意義務の一つとして、専門的職業人には、その旨を助言して建築主に指示の再考を求めるなどの助言義務がある（新美育文「民法判例レビュー 民事責任 専門的職業人の責任」判タ四八四号三四頁・三五頁参照）。なお、助言の程度及び具体的にどのような内容ないし程度の助言義務が課されるかは助言の相手方たる依頼者の当該建築に関する知識の程度に応じて異なる。専門家としては依頼者に適切な自己決定をなし得るに足りる情報を十分に提供しているかが問題となったものが少なくない。しかし、もとより、専門家が十分な情報を提供しさえすれば、あとは依頼者の自己責任の問題であるとして済ませることもできない。専門家は、依頼者の意思決定過程にある程度コミットし、専門家としての適切なアドバイスを与える必要があるというべきである（判例⑨は依頼者と態度との相関関係において建築士の報告義務の程度を決した事例である）。

2 建築士の第三者に対する責任

建築工事に伴う第三者損害については、これまで主として工事請負人や所有者の責任（民法七一七条参照）として論じられてきた（建築工事が第三者に与える損害賠償に関する事例一般については、例えば、遠藤浩ほか編「注解不動産法第二巻「建築・請負」一一三頁ないし一一五〇頁（平野裕之）参照）。実際には建築士の責任を問うまでもなく被害者救済がなされてきたということであろう（森島昭夫「建築家の責任」私法五七号三四頁）。判例上、設計・監理の過誤による建築士の責任

が直接問われた事例はまだ存在しないようである。不法行為の種類としては、建築士の設計・監理の過誤に基づく完成後の工作物から生じた事故について、建築士が不法行為責任を負う場合が考えられよう。判例⑦は浴室の建築を請負った建築請負業者（業者が建築士の資格を有するかどうかは不明）の設計施工上の過失が問われた珍しい事例である。同裁判例は「およそ建物の設計施工に従事するものには、その業務の性格上自己の設計施工上の措置等から他人に被害を及ぼさないように万全の配慮をなすべき高度の注意義務がある」としている。

なお、注文者が建築事務所と契約し、個々の担当建築士と直接の契約関係がない場合には、注文者は右個々の担当建築士に対しては契約当事者以外の第三者として不法行為責任を追及することにならう（判例②③の事例）。

四 補 論

建物の建築請負工事に関しては、様々な種類の瑕疵が存在することが予想され、これを巡る紛争も複雑、多岐にわたることが珍しくなく、実務上も審理・判断が困難な事例が多く、瑕疵の有無の判定基準及び損害の範囲等について、裁判例の集積が待たれる分野でもある。事案ごとに責任の有無、範囲、損害の範囲等の諸事情をきめ細かく検討するとともに、類型化が必要とならう。医師、弁護士、司法書士、税理士等職業的専門家の民事責任が問われる事例が増大している傾向に鑑み、今後建築士に対する損害賠償請求も増加するものと思われる。本稿では、専門家としての建築士の注意義務の内容に焦点をあてて裁判例を検討したが、紙数の関係で不履行に対する救済方法については触れることできなかった。この点は他日を期したい。

4 建築設計者の著作権

岡崎 洋

建築士は、建築設計図や建築物に対し、どのような要件のもとに著作権を取得し、どの範囲で保護されるのか。著作権が侵害された場合には、どのような救済手段があるのか。

- 一 建築の著作権（建築物の著作権と設計図面の著作権）
- 二 著作権・著作人格権
- 三 著作権侵害の救済

一 建築の著作権（建築物の著作権と設計図面の著作権）

1 はじめに

著作権法は、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を「著作物」とし（二条一号）、そのような著作物に対して、その著作物に応じて著作権の保護を認めている。なお、「**（広義の）著作権**」には、財産権である「**（狭義の）著作権**」と、人格権である「**著作人格権**」がある。

建築の著作物は、我が国では、明治43年改正以降、著作権の保護の対象とされてきている。

現行著作権法では、建築については、

「建築物そのもの」

「建築のための設計図」

の二つの著作物の類型が著作権保護の対象として考えられる。

編 集 者

塩崎 勤
東京高等裁判所判事
安藤 一郎
弁護士・東洋大学講師

新・裁判実務大系
建築関係訴訟法

1999年11月29日 初版第1刷印刷
1999年12月10日 初版第1刷発行

塩崎 勤
安藤 一郎
逸見 俊吾
青林書院
株式会社
電話 (03) 3815-5897
振替 00110-9-16920
〒113-0033 東京都文京区本郷6-4-7

印刷/製本・中央精版印刷株式会社

検印廃止 著丁・乱丁本はお取り替えます。

1999 Printed in Japan

ISBN4-417-01217-2

判 例 索 引

| | | |
|-------|--|--|
| (明 治) | 大判明治37年6月22日民録10輯861頁……………130 | 新編地高田支判昭和28年11月14日下民集4巻11号1687頁……………306 |
| | 大判明治38年6月19日民録11輯987頁……………359 | 新編地判昭和28年12月24日行裁例集4巻12号3158頁……………337 |
| | 大判明治41年5月12日民録14輯558頁……………154 | 山口地判昭和29年6月19日行裁例集5巻6号1510頁……………299 |
| | 大判明治45年3月16日民録18輯255頁……………154 | 大阪高判昭和29年6月25日行裁例集5巻6号127頁……………327 |
| (大 正) | 大判大正元年12月20日民録18輯1006頁……………119 | 前橋地決昭和29年7月17日行裁例集5巻7号1706頁……………299 |
| | 大判大正3年12月26日民録20輯1208頁……………130 | 福岡地判昭和30年4月25日行裁例集6巻4号1027頁……………285 |
| | 大判大正4年5月24日民録21輯803頁……………130 | 名古屋高判昭和30年10月17日行裁例集6巻10号250頁……………327 |
| | 大判大正4年12月24日民録21輯2182頁……………94 | 最判昭和31年3月30日民集10巻3号242頁……………365 |
| | 大判大正4年12月28日民録21輯2295頁……………177 | 大阪地判昭和31年10月31日行裁例集7巻10号2531頁……………259 |
| | 大判大正5年5月27日民録22輯1035頁……………357 | 東京地判昭和34年2月17日下民集10巻2号296頁……………130, 132 |
| | 大判大正5年12月13日民録22輯2417頁……………131 | 東京地判昭和34年4月24日下民集10巻4号815頁……………6, 8, 9, 17 |
| | 大判大正7年2月20日民録24輯349頁……………205 | 東京高判昭和34年7月28日判時203号13頁……………426 |
| | 大判大正13年3月29日民集3巻207頁……………348 | 最判昭和34年12月4日民集13巻12号1599頁……………337 |
| | 大判大正15年2月22日民集5巻2号99頁……………133 | 札幌高判昭和34年12月18日判夕99号83頁……………353 |
| (昭 和) | 大判昭和3年10月27日民集7巻848頁……………364 | 東京高判昭和35年3月11日行裁例集11巻3号515頁……………339 |
| | 東京区判昭和6年2月21日新聞3382号11頁173 | 大阪高判昭和35年7月28日行裁例集11巻7号1916頁……………337, 340 |
| | 大判昭和6年11月27日民集10巻1113頁……………420 | 山口地判昭和36年2月20日下民集12巻2号320頁……………18 |
| | 大判昭和7年4月30日民集11巻8号780頁……………121, 205 | 広島地決昭和36年4月10日判夕119号86頁……………401 |
| | 大判昭和7年5月9日民集11巻8号824頁……………130 | 最判昭和36年7月7日民集15巻7号1800頁175 |
| | 大判昭和9年5月22日民集13巻10号784頁……………182 | 福岡地判昭和36年8月31日下民集12巻8号2166頁……………208 |
| | 大判昭和10年3月29日法学4巻1474頁……………364 | 前橋地判昭和36年9月14日下民集12巻9号2268頁……………389 |
| | 大判昭和10年10月1日民集14巻18号1671頁……………132, 133 | 東京高判昭和36年12月20日高民集14巻10号730頁……………167 |
| | 大判昭和10年11月6日法学5巻635頁……………130 | 福岡高判昭和37年10月16日下民集13巻10号2090頁……………306 |
| | 大判昭和13年7月5日判決全集5巻16号4頁……………119 | |
| | 大阪高判昭和16年5月20日判夕449号75頁……………318 | |
| | 大判昭和18年7月20日民集22巻660頁……………131 | |
| | 東京地判昭和20年2月20日判時794号89頁……………37 | |
| | 東京高判昭和24年3月9日行裁月報15号240頁……………339 | |
| | 松山地判昭和24年11月17日行裁月報23号405頁……………327 | |
| | 東京地決昭和25年6月13日下民集1巻6号886頁……………306 | |
| | 最判昭和27年11月20日民集6巻10号1038頁……………330 | |
| | 東京地判昭和28年2月18日行裁例集4巻2号…………… | |